

電気料金の経過措置に関する 検討課題について

2018年9月18日
資源エネルギー庁

本日の議論

- 2016年4月の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、2020年3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続することとなっている。
- 昨年10月以降、本小委員会においては、経過措置の撤廃を想定した課題として、経過措置料金に組み込まれた三段階料金や燃料費調整等の諸制度の他、経過措置料金に関連した最終保障供給や常時バックアップの仕組み等について、検討を行ってきた。
- 経過措置に関する課題は多岐にわたるため、前回の小委員会において、それぞれの検討課題の性質に応じ、今後の適切な検討の場について整理を行ったところ。
- 本日は、引き続き資源エネルギー庁において検討を深めていくこととした、経過措置料金メニューの在り方に関連して、歴史的背景等により標準的な料金メニューに比べ割安となっている、公衆街路灯向け及び農事用電力向け料金メニューについて、特に慎重な検討が必要となるため、利用者の実態等を踏まえ、今後の検討の進め方を御議論いただく。

(参考) 各課題類型の検討体制

資源エネルギー庁

経過措置料金メニュー

- ・農事用、公衆街路灯向けメニュー等の経過措置料金メニューの在り方の検討

その他関連事項

- ・燃料費調整に関する仕組みの在り方や、常時バックアップ^o等、経過措置に関連する事項の検討

料金制度等

- ・三段階料金制度
- ・最終保障供給制度

経過措置撤廃基準等

- ・経過措置撤廃基準等の検討
(消費者等の状況、十分な競争圧力の存在、競争の持続的確保等を勘案し、具体的かつ定量的な判断枠組みや、実効的な事後監視の仕組みを検討)

競争評価等

- ・競争評価の実施
(経過措置撤廃基準を踏まえ、経過措置維持のために指定が妥当と考えられる供給区域を検討。)
※必要に応じて、撤廃までに必要な追加的な条件等を提示。

電力・ガス取引監視等委員会

配慮事項

- ・消費者への効果的な周知・広報活動の在り方
- ・経過措置撤廃に向けた大手電力会社の実務的手続 等

(参考) 経過措置料金メニュー一覧

第9回電力・ガス基本政策小委員会
(2018.5) 資料7 (一部修正)

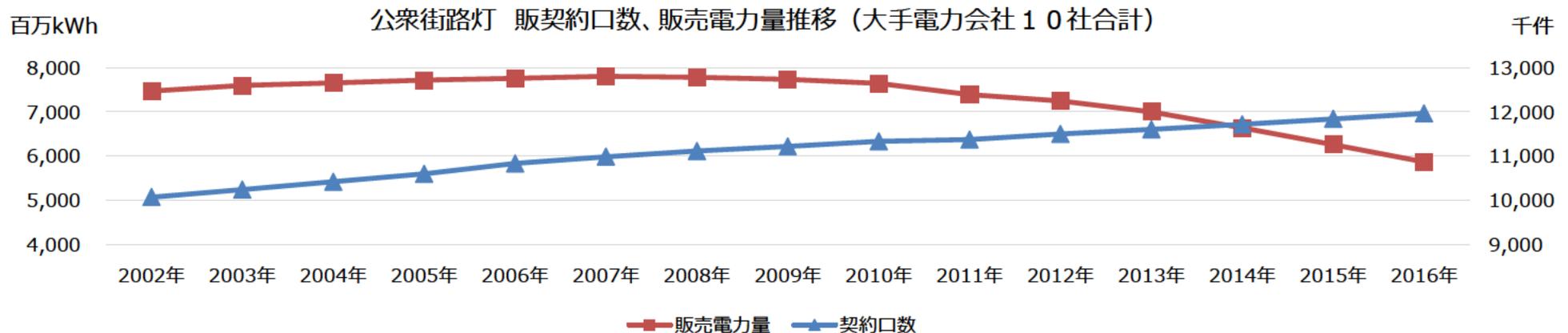
区分	料金メニュー名称	概要	契約口数 (件)	使用電力量 (千kWh)
			(2017年3月末時点)	(2016年度)
経過措置料金メニュー	従量電灯	特徴：一般の需要向け（電灯需要の大半を占める） 主な利用目的：一般家庭、商店、事務所の消費電力等	51,947,403	177,536,424
	公衆街路灯	特徴：公衆街路灯用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：一般道路、橋、公園の照明等	11,958,062	5,840,403
	電灯 定額電灯	特徴：電灯需要のうち小容量向け 主な利用目的：アパートやマンションの照明等	1,517,416	914,282
	臨時電灯	特徴：1年未満の電灯需要向け 主な利用目的：土木工事における照明等	188,379	517,038
	農事用電灯 (誘が灯、電照栽培)	特徴：農事用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：誘が、電照栽培	595	1,374
	電力 低圧電力	特徴：低圧で動力を使用する工場等向け 主な利用目的：製品製造や加工のための動力等	4,698,522	25,358,459
	電力 農事用電力 (かんがい排水用、脱穀調整用、育苗・栽培用)	特徴：農事用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：かんがい排水、脱穀調整、育苗・栽培	71,024	796,517
	臨時電力	特徴：1年未満の電力需要向け 主な利用目的：土木工事における動力等	11,070	126,099

※大手電力（旧一般電気事業者）により経過措置メニューの構成は異なる

1. 公眾街路燈

(参考) 公衆街路灯向け料金

- 公衆街路灯向けの料金メニューは、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯や交通信号灯の電灯需要に適用され、1973年に初めて独立の契約種別として扱われるようになった。
 ※1973年以前は定額電灯あるいは従量電灯に包含されており、当時から原価面における特性を踏まえ、料金面で割引（定額電灯のおよそ1割引）が行われていた。
- 近年、公衆街路灯の契約口数は緩やかに増加しており、全国合計で1,200万件を超える一方、エネルギー効率の高いLEDの普及等の影響により、2016年の販売電力量は約60億kWhと10年前に比べて約2割減少している。
- 2016年4月の小売全面自由化により、新たに新電力も公衆街路灯向けに電力を供給できるようになったが、新電力へのスイッチングは極めて限られており、これまでに行われたスイッチングは約800件となっている。



※離島供給、最終保障供給分を除く

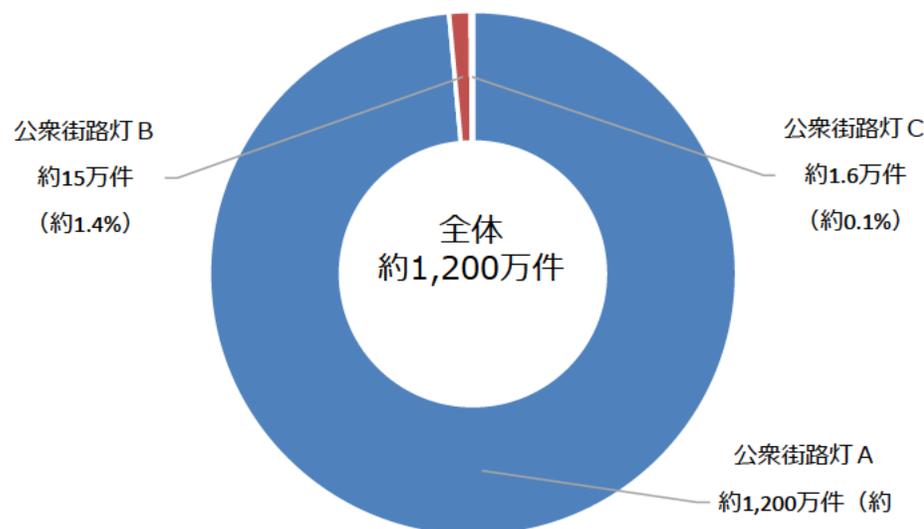
公衆街路灯向け料金メニューの実態について（メニューの種類）

- 公衆街路灯向け料金メニューには、大別して、設備容量の小さい負荷向けのメニュー（公衆街路灯A）と、設備容量の大きい負荷向けのメニュー（公衆街路灯B・C※）の2種類が存在する。

※公衆街路灯C（契約容量6kVA以上）のメニュー設定は一部の大手電力会社のみ。

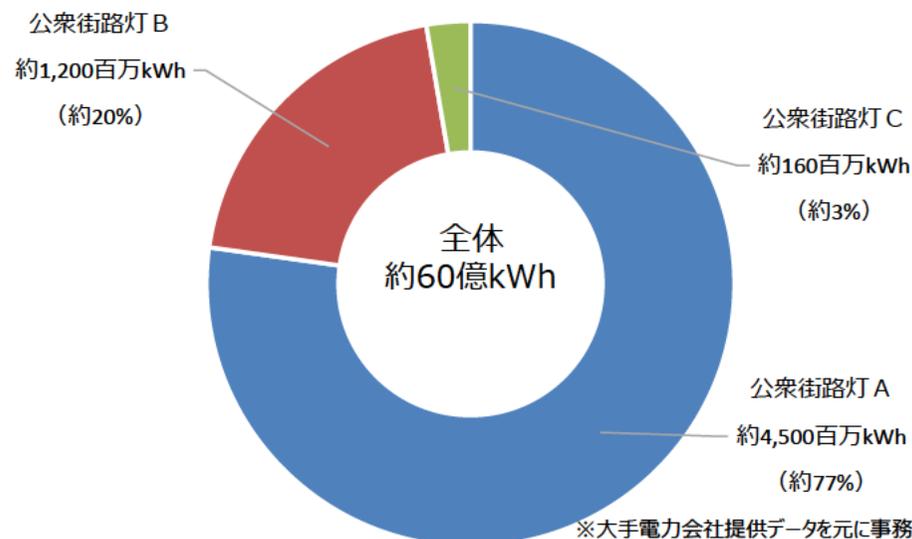
- 公衆街路灯Aは定額制であり、契約口数、販売電力量ともに最も多く、公衆街路灯メニューの大宗を占める。用途としては、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯や交通信号機の電灯等のために利用される。また、公衆街路灯A（400VA以下）のための託送供給には、定額接続送電サービスが適用されるため、設備側にスマートメーター等の計量機器は設置されないことが特徴。
- 公衆街路灯B・Cは従量制であり、トンネル内の複数の電灯や、大規模交差点内の複数の信号機等のために利用される。

契約口数（2016年度各月平均（※））



※毎月の契約口数を1年分足し合わせ、12カ月で割り戻した1カ月あたりの平均的な口数。

販売電力量（2016年度合計）



※大手電力会社提供データを元に事務局試算
※離島供給、最終保障供給分を除く

公衆街路灯向け料金の利用実態について（主な利用者・利用方法）

- 公衆街路灯向けの料金メニューは、公共のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯や交通信号灯の電灯需要に適用される。
- 公衆街路灯メニューの利用者割合（※）としては、官公庁が約4割、警察が約1割、その他（町内会等）が約5割となっており、主な利用者は県道・市町村道の道路管理者等である官公庁となっている。

※大手電力会社による提出データによる（契約主体別に契約口数管理をしていないため概数）

<照明（遊歩道）>



<照明（公園）>



<交通信号灯>



公衆街路灯向け料金の利用実態について（契約手続き等）

- 公衆街路灯向け料金メニューについては、適用対象となる電灯または小型機器 1 箇所毎に契約を行うため、管轄区域の広い自治体や警察署によっては、数千～数万箇所分の契約が存在する。
- 自治体については、公衆街路灯の適用対象となる道路、橋、公園などの施設によって管理部署が異なるため、同一自治体内において、複数の部署が個別に契約を行うケースが多い。
- 自治体や警察署等の利用者との契約手続きについては、通常、ある程度まとまった箇所数で利用契約を行うため、小売側には、契約手続き等を一括して行うことができるというメリットがある。

※請求書等の送付については、大手電力会社の場合は、需要家側の要望があれば、複数箇所分をまとめて送付する等のサービスを実施している。

- 一方で、自治体や警察署等による公衆街路灯向けの電気の調達については、小売全面自由化以前から、引き続きその大半が競争入札によらない随意契約となっており、新電力にとっては新規参入が困難な状況となっている。
- しかしながら、多数の公衆街路灯を一括で受注できる場合も期待できるため、新電力からは、魅力的であるとの声もある。

(参考) 公衆街路灯メニュー概要

料金メニュー		公衆街路灯A、公衆街路灯B、公衆街路灯C			
適用範囲	用途	公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器を使用する需要			
	契約容量他	A：1kVA未満 B：1kVA以上6kVA未満 C：6kVA以上50kVA未満			
料金制		A：定額料金制 B：最低料金制 C：2部料金制			
主な需要家		行政（市区町村、県、国）、警察、町内会等			
料金単価（1月あたり）	A	需要家料金	1契約につき	68.04円(75.60円)	
			電灯料金	10Wまでの1灯につき	64.26円(71.93円)
		10Wをこえ20Wまでの1灯につき		96.12円(107.14円)	
		20Wをこえ40Wまでの1灯につき		159.84円(177.55円)	
		40Wをこえ60Wまでの1灯につき		223.56円(247.97円)	
		60Wをこえ100Wまでの1灯につき		351.00円(388.80円)	
		100Wをこえる1灯につき 100Wまでごとに		351.00円(388.80円)	
		小型機器料金		50VAまでの1機器につき	174.30円(193.74円)
			50VAをこえ100VAまでの1機器につき	288.11円(320.51円)	
			100VAをこえる1機器につき 100VAまでごとに	288.11円(320.51円)	
		B	最低料金	最初の15kVAまで	296.43円
			電力量料金	1kWhにつき	18.95円
		C	基本料金	1kVAにつき	356.40円
電力量料金	1kWhにつき		16.36円		

※（）内は定額電灯の料金単価

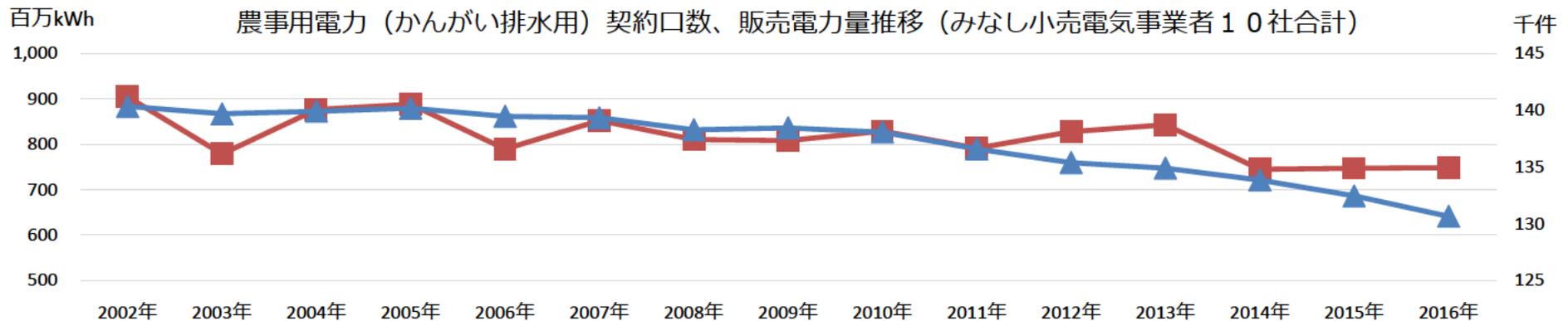
※料金単価は関西電力の経過措置メニューから引用

※公衆街路灯Cのメニュー設定は一部の大手電力会社のみ

2. 農事用電力

(参考) 農事用電力の契約口数等の推移

- 農事用電力向けの料金メニューは、農事用のかんがい排水・脱穀調整・育苗栽培に用途を限定して動力を使用する需要に対して適用され、需要の季節性を反映し、毎年需要期を限ってその使用が反復されるという特徴を有している。
 - 元となる料金メニューは戦前から存在しており、当時の水主火従・冬ピークの需給構造の中で、農事用かんがい排水等の需要期が主として豊水期の昼間オフピーク時に当たることから、余剰電力を有効利用できる新規需要として比較的安価な料金設定がなされた。その後、電源構成が水主火従から火主水従へと転換してからも、需要家への影響を考慮し、料金は割安な水準（低圧電力に対して、基本料金単価は約3～6割、従量料金単価は約1.5～4.5割程度割安）にとどめおかれた。
 - 農業事業者数の減少等に伴い、近年、農事用電力向けの契約口数及び販売電力量は、いずれも減少傾向にあり、2016年の契約口数は全国合計で約14万件※、販売電力量は約8億kWhとなっている。
- ※契約口数は、毎月の契約口数を1年分足し合わせ、12ヵ月で割り戻した1ヵ月あたりの平均的な口数。（大手電力会社提供データを元に事務局算出）
- 2016年4月の小売全面自由化により、新たに新電力も農事用電力向けに電力を供給できるようになったが、新電力へのスイッチングは極めて限られており。これまでに行われたスイッチングは数十件となっている。



■ 販売電力量 ▲ 契約口数（休止分を除く）

※大手電力会社提供データを元に事務局試算

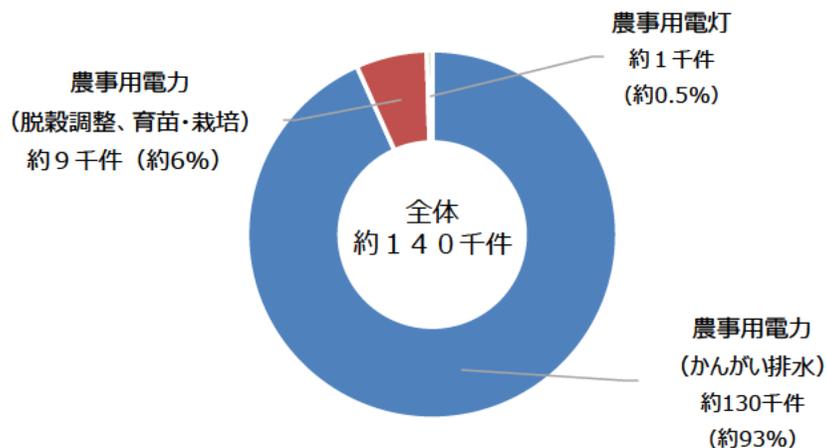
※離島供給、最終保障供給分を除く

※契約口数は、毎月の契約口数を1年分足し合わせ、12ヵ月で割り戻した1ヵ月あたりの平均的な口数。

農事用電力向け料金の利用実態について（メニューの種類）

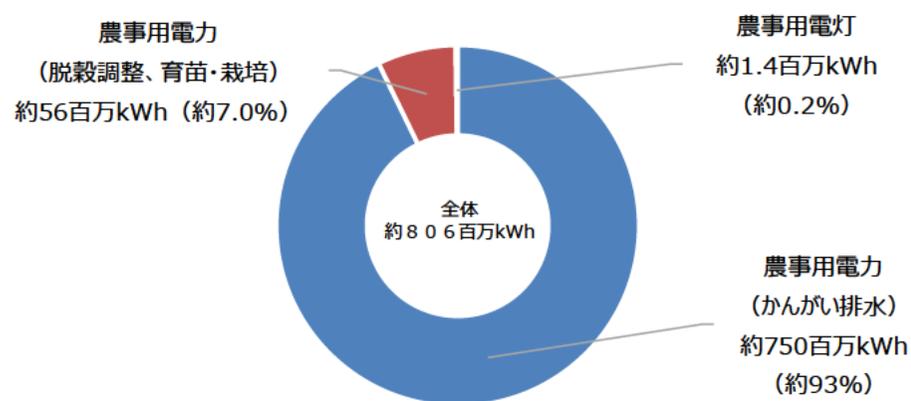
- 農事用電力向け料金メニューには、大別して、①かんがい排水向け、②脱穀調整向け、③育苗・栽培向けの3種類が存在（②③については、大手電力会社ごとに、提供状況が異なる。）。
- かんがい排水向けが契約口数、販売電力量ともに最も多く、農事用電力の大宗を占める。

契約口数（2016年度各月平均（※））



※毎月の契約口数を1年分足し合わせ、12カ月で割り戻した1ヵ月あたりの平均的な口数。

販売電力量（2016年度販売電力量）



※大手電力会社提供データを元に事務局試算
※離島供給、最終保障供給分を除く

農事用電力向け料金の利用実態について（かんがい排水①）

- かんがい排水向けの農事用電力メニューについては、土地改良区※や農業者等が、農作物の栽培のために必要な農業水利施設の動力として利用している。

※農業水利施設（ダム、水路等）の建設、管理、農地の整備等の土地改良事業を実施することを目的として土地改良法に基づいて設立される農業者の組織。

- 料金については、標準メニューに比べ割安な水準にとどめおかれている（低圧電力に対して、基本料金単価は約3～6割、従量料金単価は約1.5～4.5割程度割安）。
- さらに、本メニューの特徴として、契約休止期間については基本料金を含め電気料金がかからない仕組みを持つ※。

※沖縄電力を除く。
一般的な規制料金の場合、不使用月には基本料金の半額を支払う。

○農事用電力（かんがい排水）を利用している施設の例

<外観>



<ポンプ室内部>



○農事用電力（かんがい排水）の利用実態

契約口数：約13万件（2016年度各月平均※）

販売電力量：約7.5億kWh（2016年度累計）

※契約口数は、毎月の契約口数を1年分足し合わせ、12ヵ月で割り戻した1ヵ月あたりの平均的な口数。

（出所：大手電力会社提供データを元に事務局試算）

○農事用電力の主な利用主体

・土地改良区 ・農家 等

(参考) 農事用電力メニュー割引率 (かんがい排水)

- 農事用電力メニュー (かんがい排水) の料金単価については、大手電力会社によりそれぞれ異なるものの、基本料金単価は31%~61%、従量料金単価は15%~46%、標準メニュー (低圧電力メニュー) に比べて割安となっている。

農事用電力メニュー割引率 (かんがい排水)

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	全国平均
農事用電力	基本料金 (円/kW)	712.80	615.60	432.00	540.00	507.60	615.60	756.00	734.40	658.80	874.80	644.76
	従量料金 (円/kWh)	14.75	11.64	12.89	11.98	6.39	13.60	10.64	11.48	12.32	12.57	11.83
低圧電力	基本料金 (円/kW)	1,263.60	1,242.00	1,101.60	1,123.20	1,144.80	1,058.40	1,090.80	1,096.20	993.60	1,306.80	1,142.1
	従量料金 (円/kWh)	17.35	15.66	17.06	16.73	11.93	17.98	14.75	15.51	16.85	15.71	15.95
割引率	基本料金 (円/kW)	44%	50%	61%	52%	56%	42%	31%	33%	34%	33%	44%
	従量料金 (円/kWh)	15%	26%	24%	28%	46%	24%	28%	26%	27%	20%	26%

※従量料金単価は夏季単価を採用

(参考) 農事用電力メニュー概要 (かんがい排水)

料金メニュー		農事用電力 (かんがい排水用)		
適用範囲	用途	農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要 (ポンプによる水のくみ上げやゲートの開閉等)		
	契約容量他	50kW未満		
料金制		2部料金制		
主な需要家		土地改良区、米農家等		
料金単価 (1月あたり)	基本料金	1kWにつき		432.00円 (1,101.60円)
	電力量料金	1kWhにつき	夏季	12.89円 (17.06円)
			その他季	11.72円 (15.51円)

※ () 内は低圧電力の料金単価
 料金単価は東京電力エナジーパートナーの経過措置メニューから引用

(参考) 農事用電力メニュー（かんがい排水）における電気の不適用月の扱い

- かんがい排水向けの農事用電力メニューについては、契約休止期間（電気の不適用期間）は、基本料金を含め、電気料金がかからない仕組みとなっている。
- 稲作のために農事用電力（かんがい排水）を利用する場合、かんがい排水処理が必要な春先から秋頃（3月～9月）まで農事用電力を使用し、冬場（10月～2月）は契約を休止するケースが多い。
- 一方、大手電力会社は、小売事業者の立場として、契約休止期間における託送基本料金相当※を託送部門へ支払っている。

※沖縄電力を除く。
一般的な規制料金の場合、不適用月には基本料金の半額を支払う。

○特定小売供給約款抜粋（東京電力エナジーパートナー）

<農事用電力>

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および（中略）を加えたものといたします。

（中略）**また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。**

（中略）また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

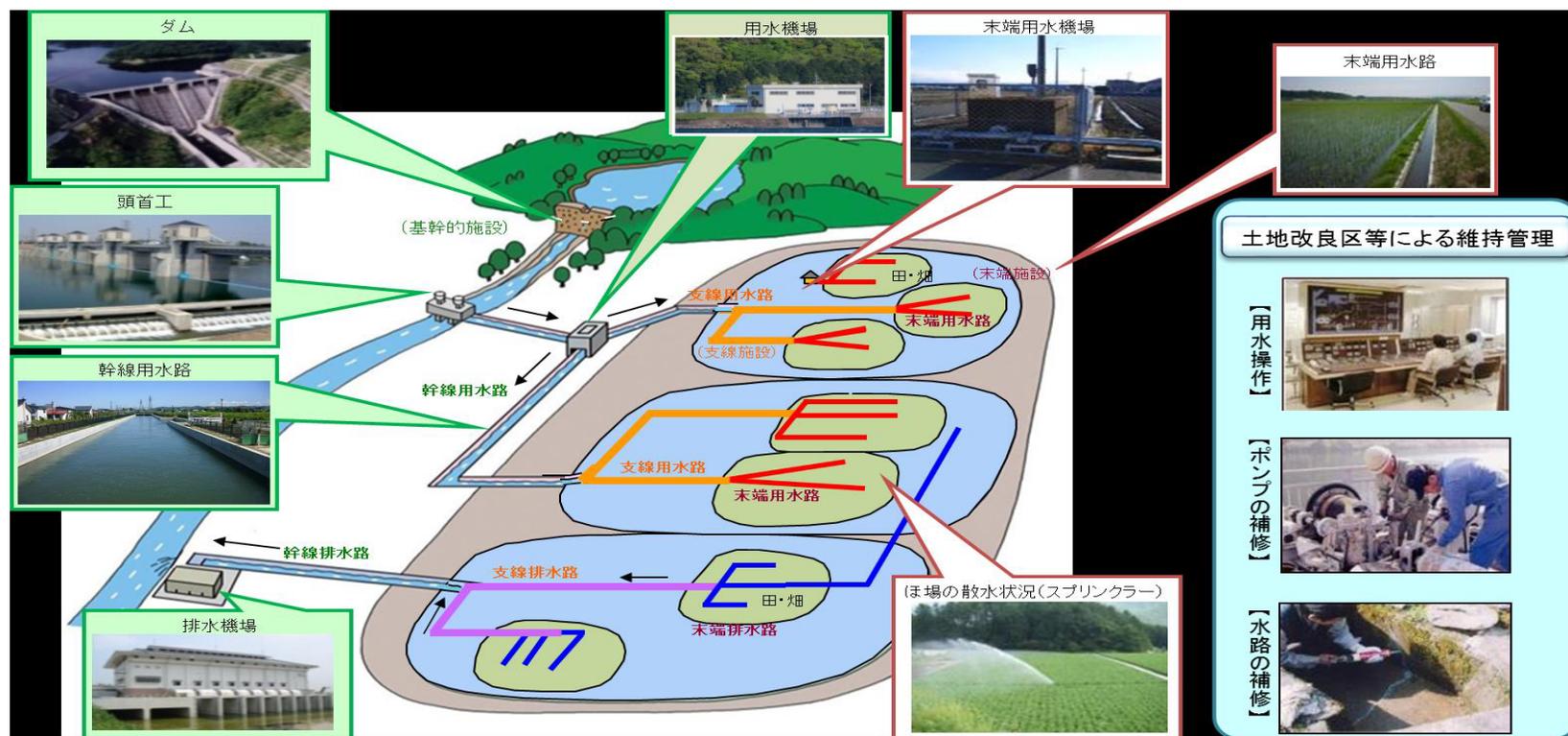
(4) その他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(参考) 農業水利施設の利用イメージ

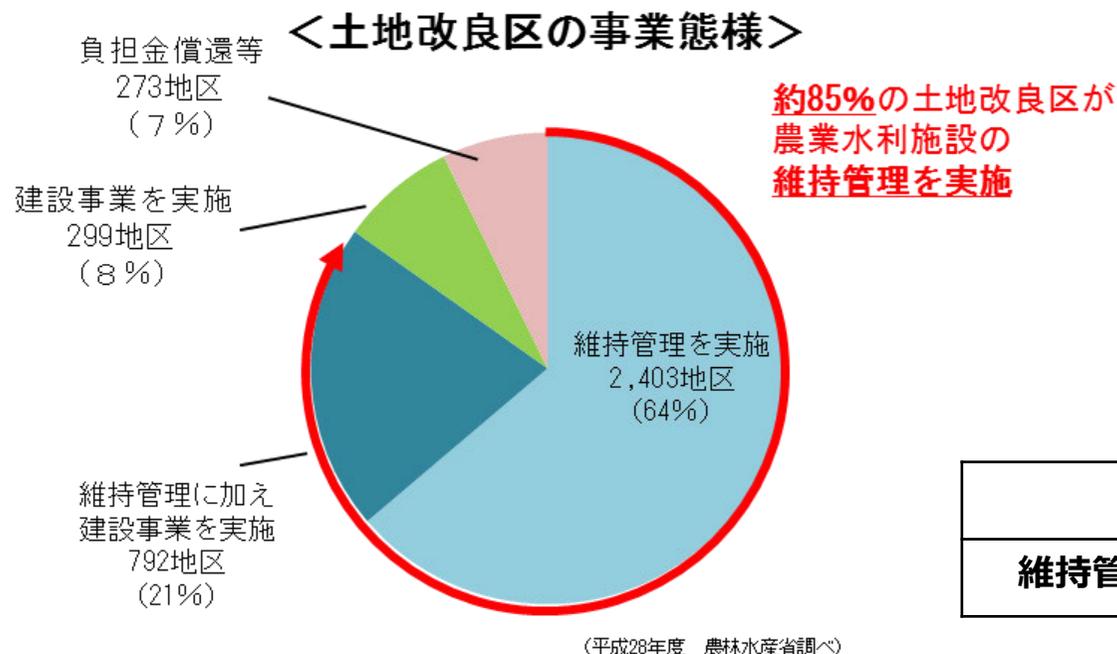
- 農業生産に不可欠な農業用水の供給と排水を行うため、ダム、堰（せき）、用排水機場等の農業水利施設を整備しており、主な動力源として農事用電力（かんがい排水）を利用している。
- これらの農業水利施設による水利用は、農業生産のみならず、農地や排水路からの地下水涵養（かんよう）等を通じて、国土における健全な水循環を形成している。こうした農業水利施設の管理の大宗を受益農家で構成する土地改良区が担っている。

＜農業水利施設の利用イメージ＞



農事用電力向け料金の利用実態について（かんがい排水②）

- かんがい排水向け農事用電力の主たる利用者である土地改良区の数、合併等により減少傾向で推移しており、平成29年度末時点で約4,500地区となっている。
- 大半の土地改良区が農業水利施設の維持管理を主たる事業として実施しており、組織の構成員である受益者（土地所有者等）からの賦課金を資金源として事業を営んでいる。
- 土地改良区が管理する農業水利施設の維持管理費における、電気料金の占める割合は25%程度（全国平均）。



＜土地改良区における賦課金額（全国平均）＞

経常賦課金 (維持管理費用)	3,187円/10a
特別賦課金 (建設費用)	1,637円/10a

(平成28年度 農林水産省調べ)

＜土地改良区における維持管理費（全国平均）＞

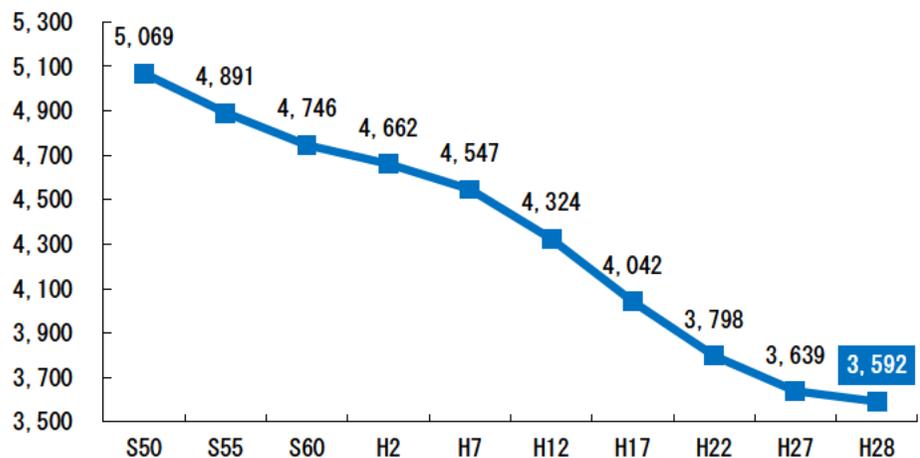
維持管理費	2,254円/10a
維持管理費に占める電気料金	554円/10a

(平成29年度 農林水産省調べ)

(参考) 農事用電力向け料金の利用実態について (かんがい排水③)

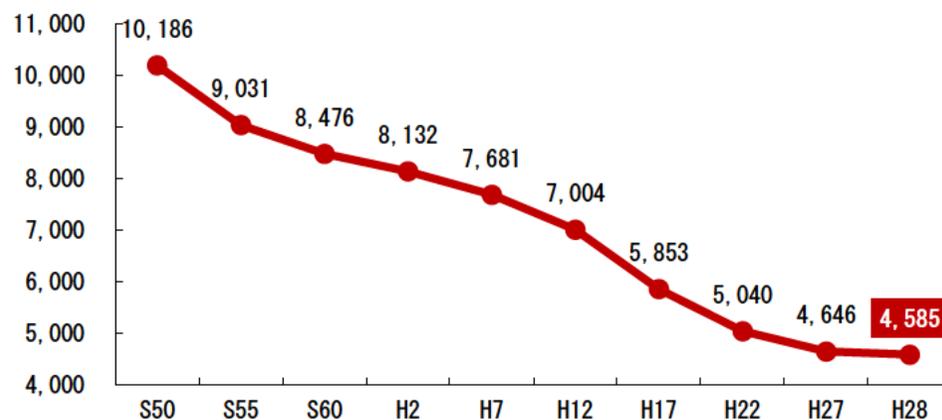
- 土地改良区における組合員数は、農業者の高齢化等により減少傾向で推移しており、平成28年度末時点で約360万人となっている。
- また、土地改良区数についても、合併等により減少傾向で推移している。

＜総組合員数の推移＞



(平成28年度 農林水産省調べ)

＜土地改良区数の推移＞



(平成28年度 農林水産省調べ)

農事用電力向け料金の利用実態について（かんがい排水④）

- このように、土地改良区の業務運営環境が厳しくなる中、近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化等を図るために、「土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）」が、平成30年6月8日に公布された。

<改正土地改良法の概要>

1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

- 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）（第3条第2項）
- 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手続簡素化（第43条第3項）
- 貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員（※1）の資格を付与（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条第2項）
 - ※1 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べることが可能。また、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。
- 理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員（第18条第5項）
- 利水調整規程を策定し、利水調整をルール化（第30条第1項第2号及び第57条の3の2）
- 地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員（※2）の資格を付与（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条の2）
 - ※2 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べることが可能。また、土地改良施設の管理への協力を求めることが可能。

2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

- 総代会制度の見直し（第23条）
 - ・ 総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ
 - ・ 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
 - ・ 総代の書面・代理人による議決権行使を導入
- 土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大（第77条）
- 決算関係書類として、収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備（第29条の2）
- 監事のうち1人以上は原則として員外監事（第18条第6項）

農事用電力向け料金の利用実態について（かんがい排水⑤）

- 改正土地改良法により、土地改良区における事業の効率化・コスト削減の観点から、土地改良区連合※が行う事業の多様化が図られることとなった。

※複数の土地改良区がその事業の一部を行うため、土地改良法に基づき設立される法人。

- 土地改良区連合の業務として、従来の土地改良事業に加え、施設の維持管理事務（施設の見回り、会計事務等）や附帯事業（小水力発電等）を行うことが可能となった。

<改正土地改良法の概要>

（農林水産省HPより引用）

（2）土地改良区連合の業務の拡充

（課題）今後、土地改良区の体制の脆弱化が見込まれる中、**事業の効率化・コスト削減**の観点から、**土地改良区連合が行う事業の多様化**を図る必要。

現行制度

- ・ 土地改良区連合の設立は共同で**土地改良事業**を行う場合のみ

改正後

- ・ 共同で**施設の維持管理事務**（施設の見回り・監視、賦課金の徴収、会計事務等）や**附帯事業**（小水力発電等）を行う場合も**土地改良区連合の設立が可能**

<土地改良区連合の現状>

区分	地区数	面積 (ha)	組合員数 (人)
全国	76	267,178	399,272

（平成28年度 土地改良企画課調べ）

<土地改良区連合の現行制度>

共同して行う事業
（ダム・頭首工の管理）

※ 各土地改良区の事務は、それぞれの土地改良区で実施

土地改良区連合

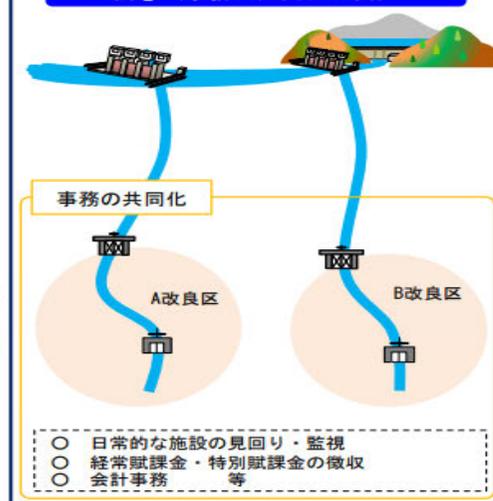
A改良区

B改良区

C改良区

<事務・附帯事業の共同化のイメージ>

例①（事務の共同化の例）



例②（附帯事業の共同化の例）



農事用電力向け料金の利用実態について（脱穀調整）

- 脱穀調整用の農事用電力メニューについては、農業法人が所有する小規模なライスセンターや、農家の庭先乾燥機など、毎年、一定期間（秋など）に限って使用する場合に利用される。
- 料金については、不使用期間には電気料金がかからない※¹体系とされているため、年間契約が前提となる標準メニューに比べ割安な水準にとどめおかれている。また、5 kW以下であれば定額制※²となる。
 - ※¹ 一般的な規制料金の場合、不使用月には基本料金の半額を支払う。 ※² 一部の大手電力会社においては定額制のみ。
- 脱穀調整需要については、昭和30年代前半からその需要は減少に向かっている。

○農事用電力（脱穀調整）を利用している施設及び料金試算の例

<脱穀調整用施設>



ライスセンター（イメージ）

施設規模	500t
契約電力	50kw
契約期間	2カ月
現状の電気料金（農事用電力（脱穀調整））	318,201円/年
標準メニュー（低圧電力）の場合	536,004円/年
標準メニューとの差額	217,803円/年

出所：農林水産省による需要家への聞き取りを基に試算。
標準メニューは、契約期間以外の10ヵ月間、基本料金の半額を支払うことを前提としている。

○農事用電力（脱穀調整）の利用実態

契約口数：約3万件（2016年度実績※）

販売電力量：約29百万kWh（2016年度累計）

※契約口数は各契約のピーク月である10月の実績。

※季節により契約口数の変動あり

（出所：大手電力会社提供データを元に事務局試算）

○農事用電力（脱穀調整）の主な利用主体

・稲作農家 等

(参考) 農事用電力メニュー概要 (脱穀調整用)

料金メニュー		農事用電力 (脱穀調整用)						
適用範囲	用途	脱穀調整のために動力を使用する需要						
	契約容量他	30日以上の使用期間を設定する必要あり						
料金制		定額料金制 (契約電力5kW以下) 2部料金制 (契約電力5kW超)						
主な需要家		農家						
料金単価	定額制	契約電力	0.5kW	1kW	2kW	3kW	4kW	5kW
		契約使用期間						
		最初の30日まで	3,723.84円	5,298.48円	8,447.44円	11,596.72円	14,746.00円	17,895.28円
	30日をこえる1日につき	29.81円	59.62円	119.22円	178.84円	238.45円	298.07円	
	2部料金制	基本料金	1月につき			1092,96円		
電力量料金		1kWhにつき			夏季	18.52円		
					その他季	16.71円		

※料金単価は九州電力の経過措置メニューから引用

農事用電力向け料金の利用実態について（育苗・栽培用）

- 育苗・栽培用の農事用電力メニューについては、個別経営体の野菜等の電熱温床施設など、毎年、一定期間に限って使用する場合に利用される（冬～春が需要ピーク）。
- 料金については、不使用期間には電気料金がかからない体系とされているため※1、年間契約が前提となる標準メニューに比べ割安な水準にとどめおかれている。また、5 kW以下であれば定額制※2となる。

※1 一般的な規制料金の場合、不使用月には基本料金の半額を支払う。

※2 一部の大手電力会社においては定額制のみ。

○農事用電力（育苗・栽培用）を利用している施設及び料金試算の例

<育苗用温床（電熱線）>



ハウス内で地中に電熱線を通し加温することにより冬季に苗を育成。

施設規模	約250坪の農業用ハウス
契約電力	40kw
契約期間	4カ月
現状の電気料金（農事用電力（育苗・栽培用））	363,784円/年
標準メニュー（低圧電力）の場合	511,683円/年
標準メニューとの差額	147,898円/年

出所：農林水産省による需要家への聞き取りを基に試算。

標準メニューは、契約期間以外の8ヵ月間、基本料金の半額を支払うことを前提としている。

○農事用電力（育苗・栽培用）の利用実態

契約口数：約8.5千件（2016年度実績※）

販売電力量：約2.7百万kWh（2016年度累計）

※契約口数は各契約のピーク月である4月の実績。

※季節により契約口数の変動あり

（出所：大手電力会社提供データを元に事務局試算）

○農事用電力（育苗・栽培用）の主な利用主体

・稲作農家、園芸農家 等

(参考) 農事用電力メニュー概要 (育苗・栽培用)

料金メニュー		農事用電力 (育苗・栽培用)	
適用範囲	用途	育苗・栽培のために動力を使用する需要	
	契約容量他	30日以上の使用期間を設定する必要あり	
料金制		定額料金制・2部料金制	
主な需要家		米農家等	
料金単価	定額制	最初の30日まで (1kW当り)	6,512.4円
		30日をこえる1日につき (1kW当り)	217.08円
	従量制	低圧電力の該当料金の10%増	

※料金単価は中部電力の経過措置メニューから引用

今後の検討の進め方

<公衆街路灯>

- 公衆街路灯向け料金メニューについては、小売全面自由化以前から随意契約による電気の調達が一般的となっており、競争入札を実施することが稀なため、新電力へのスイッチングが少ない。
- しかしながら、多数の公衆街路灯を一括で受注できる場合も期待できるため、新電力からは、魅力的であるとの声もある。
- このため、次回以降、需要家に加え、新電力を含む小売事業者の意見を聞きながら、本メニューの在り方について、検討を深めていくこととしてはどうか。

<農事用電力>

- 農事用電力向け料金メニューについては、利用時期が豊水期や収穫期など、毎年限られた期間にのみ需要が発生するという特徴がみられる。
- また、不使用期間には電気料金がかからない体系に加え、標準メニューに比べて料金水準が非常に低いことから、新電力へのスイッチングが極めて少ない。
- このため、次回以降、需要家側からも、その利用実態や社会的・経済的な意義等を丁寧に確認を行いながら、引き続き今後の在り方を検討していくこととしてはどうか。

(参考) 検討スケジュール

